

2022 年度第 1 回愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果

1 日 時

2022 年 6 月 3 日（金）午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

2 場 所

アイリス愛知 2 階 コスモス
（名古屋市中区丸の内二丁目 5 番 10 号）

3 出席者

会長及び委員 計 40 名
説明のために出席した者 4 名

4 傍聴

なし

5 議事

- (1) 愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について
 - ア 愛知県の取組状況
 - (ア) 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業
 - (イ) 刑務所出所者等職場定着支援事業
 - イ 名古屋矯正管区の取組状況
 - ウ 名古屋保護観察所の取組状況
- (2) その他

6 経過

- (1) 挨拶
 - 会長（愛知県防災安全局長）
- (2) 議事
 - 愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について
 - ア 愛知県の取組状況
 - (ア) 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業の実施状況について、資料 1-1 及び資料 1-2 に基づき、県民安全課から説明。
 - (イ) 刑務所出所者等職場定着支援事業の実施状況について、資料 2-1 及び資料 2-2 に基づき、就業促進課から説明。
 - イ 名古屋矯正管区の取組状況
愛知県再犯防止推進計画に基づく 2021 年度中の名古屋矯正管区の取組状況について、資料 3 に基づき、名古屋矯正管区から説明。
 - ウ 名古屋保護観察所の取組状況
愛知県再犯防止推進計画に基づく 2021 年度中の名古屋保護観察所の取組状況について、参考資料 3-1 に基づき、名古屋保護観察所から説明。
 - その他
県民に、愛知県における再犯防止の状況を御理解いただくためのガイドブックとリーフレットの作成について、事務局から説明。

7 会議録

別添のとおり

2022年度第1回愛知県再犯防止連絡協議会 会議録

1 開 会

(1) 開会

○ 事務局

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めます、県民安全課の高田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。ただ今から、「2022年度第1回愛知県再犯防止連絡協議会」を始めさせていただきます。本日の出席者ですが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。それでは、はじめに、愛知県再犯防止連絡協議会会長であります、坂田防災安全局長から、挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○ 会長

愛知県防災安全局長の坂田でございます。

本日は、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から、犯罪のない安全なまちづくり、そして再犯の防止の推進に、格段の御理解、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、この協議会は、再犯防止に向けた取組を推進するため、2018年から活動を進めてまいりまして、皆様の御協力のおかげで、2021年3月には、目標の一つとしておりました愛知県再犯防止推進計画を策定することができました。

今年度、県では昨年度に引き続き、本計画に基づいて再犯防止推進事業を、進めてまいります。また、市町村との連携体制の構築を目標とし、市町村の再犯防止の取組の推進に、県として働きかけを行ってまいります。

本日は、本計画に基づく取組のうち、県における取組状況につきまして御説明するとともに、名古屋矯正管区様、名古屋保護観察所様の取組をご紹介いただくこととしております。本日の会議を有意義なものにしてまいりたいと存じますので、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

○ 事務局

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきますが、議事進行は、会長であります、坂田防災安全局長にお願いします。

2 議 事

(1) 愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について

○ 会長

それでは、私が議事を進めてまいります。

はじめに、議事(1)「愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について」のうち、愛知県の取組状況としまして、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」について、県民安全課から説明してください。

○ 県民安全課

2022年度「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」について御説明します。

資料1-1は、2022年度「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」の概要となります。委託先ですが、昨年度と同様、愛知県弁護士会にお願いをしております。委託期間は4月1日から3月27日としております。

次に、業務内容についてですが、対象者は、「県内において起訴猶予、執行猶予又は保護観察付執行猶予若しくは保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」、もしくは「愛知県内の矯正施設(刑事施設、少年院及び少年鑑別所)を出所(院)又は退所する者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」としております。目標とする支援対象者数については、昨年度と同様、30名程度を考えております。

資料1-2は2021年度事業の実績となります。昨年度における愛知県の事業分の実績は35件、愛知県弁護士会の独自財源による事業分の実績は36件となっております。

愛知県の事業分の実績における、支援活動の申出者別の実績人数としましては、弁護士からの申出が31名、矯正施設からの申出が3名、更生保護施設からの申出が1名となっております。

最後に、県と市町村との連携体制の構築を図るため、連絡会議を開催し、再犯防止の取組についての情報共有等を行い、県内の再犯防止施策の推進を図ってまいります。今年度第1回の開催は7月11日(月)を予定しております。もし、委員の皆様より市町村への周知事項等がございましたら、事前に事務局へ御連絡いただきますようお願いいたします。

○ 会長

ただいま説明のありました、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」について、御質問等があればお願いします。

御質問等もないようですので、次に進めます。

続きまして、愛知県の取組状況としまして、「刑務所出所者等職場定着支援事業」について、就業促進課から説明をお願いします。

○ 就業促進課

資料2-1は、2022年度刑務所出所者等職場定着支援事業の概要となります。委託先は、昨年度に引き続き特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構にお願いをしております。

業務内容ですが、刑務所出所者等に対して、国の事業における支援終了後、原則として3ヶ月間、引き続き支援の必要があると判断された場合には最長6ヶ月間、支援員が月一回以上の面談を行い、職場定着に向けた支援を実施し、また、支援期間中に離職した者へは適切なフォローをするものであります。

資料2-2は、本事業における2021年度の支援実績です。昨年度支援を実施した対象者数は40名であり、支援件数は344件でありました。支援を終了した28名のうち、雇用継続で支援を終了した方は22名、離職で支援を終了した方は6名となっております。また、離職で支援を終了した方のうち、就労開始日から3ヶ月以内に短期離職した方は2名にとどまっており、支援終了者のうちの約7%です。

本事業の前身事業である「モデル事業」の短期離職者の割合が24.7%であったことと比較すると、国と県の事業で継続的に支援することにより短期離職率が大幅に改善しました。

今年度も引き続き、国事業と連携を図りつつ、支援対象者の職場定着に向けた支援を実施してまいります。

○ 会長

ただいま説明のありました、「刑務所出所者等職場定着支援事業」の実施状況について、御質問等があればお願いします。

御質問等もないようですので、次に進めます。

本来であれば、各委員の皆様から計画に基づく取組状況を御説明いただきたいところではありますが、時間の都合等もありますので、本日は、名古屋矯正管区様及び名古屋保護観察所様から、代表して御説明いただきたいと思います。

それでは、まず、名古屋矯正管区様から御説明をお願いします。

○ 名古屋矯正管区

資料3に従って説明をさせていただきます。愛知県再犯防止推進計画に基づく2021年度中の名古屋矯正管区の実施状況についての資料となります。まず、計画のI-1「国・民間団体等との連携強化」ですが、特に出所者に対する息の長い支援につきまして、自治体、民間団体との連携強化を掲げて取り組みました。具体的には、まず、県内の自治体の豊明市さんから、社明運動への協力を依頼されまして、再犯防止における就労支援の必要性について、当課の係長から説明させていただきました。地方公共団体との連携として、昨年度11月、市町村で矯正施設を持っている自治体を集めて、再犯防止推進施策についての情報共有を行う会議を毎年管区の方で開いているのですが、矯正施設所在自治体会議中部地域部会を豊田市で開催しまして、各自治体様の方から再犯防止推

進施策の状況についてご発表いただき、情報共有を行いました。その他、地方再犯防止推進計画策定中、或いは策定を検討中の自治体様に向けまして、犯罪統計の提供や、矯正施設の参観、ヒアリングへの対応等を行ってまいりました。また、愛知県地域生活定着支援センター主催の「司法と福祉の情報交換会」においても、矯正施設の概要や実情などについて話をする機会を設けていただきまして、自治体や民間団体向けに、当課の方が講演を行いました。

続きましてⅡ 1「就労確保等」ですが、雇用主に対する支援、連携強化を目指して、取組を行いました。名古屋矯正管区には、コレワーク中部という部署が設置されておりまして、受刑者の帰住先や資格などを一括管理して、ニーズのある事業主の方に、それを提供したり、マッチングを行ったり、事業主からの相談に応じたりしております。コレワーク中部の令和3年度の内定件数ですが、55件、事業主からの相談件数は212件にのぼっています。令和2年度は、内定件数が4件、相談件数が96件ですので、大幅に増加させることができました。その他、受刑者雇用に関心がある事業主に対しても、個別相談会を名古屋管内東海北陸6県の矯正施設の内、3庁で開催しました。また、事業主を施設に呼んで、受刑者に対して企業説明を行う就労支援フェスタにて、名古屋管内9庁で講演を実施していただきました。

続きましてⅢ 2「薬物依存を有する者への支援」ですが、関係機関への研究などへの協力を掲げて取り組みました。具体的には昨年度末愛知県精神保健福祉センター、名古屋市精神保健福祉センター主催の、薬物関連問題関係機関連携会議に参加させていただきまして、矯正施設における、薬物依存からの回復支援に関する取組について、報告を行って、情報共有に努めました。また、名古屋管区は、管内矯正施設に勤務している社会福祉士を年1回集めて研修を行っておりまして、その研修に、名古屋市依存症治療拠点病院の職員を招へいして、講義を実施していただきました。病院における薬物依存の現状や課題、対応について、その他出所後も継続的に依存症治療を受けるために、矯正施設としてどのような繋ぎ方、どういった対応の仕方があるのかについて、社会で治療にあたっておられる病院の職員から、講義をしていただきました。その他、県内医療機関等が集まる勉強会にも年3回参画しまして、矯正施設にも声をかけて、参加させて、円滑な繋ぎを行うための関係づくりを行ってまいりました。

また、Ⅵ 1「民間協力者の活動促進等」ですが、令和3年7月に、名古屋市立大学の先生、ゼミ生による宮川医療少年院の参観がありまして、その対応にあたりました。また、11月から12月にかけて、農福連携を進めるために、ソーシャルファーム職員を招いて、名古屋管区内3庁で、意見交換会、施設見学会を開催しました。

最後に、Ⅵ 2「広報・啓発活動の推進」ですが、令和3年7月から8月にかけて、犬山市の明治村において、再犯防止広報企画展を開催しました。ここでは、愛知県、愛知県社明運動推進委員会に御協力いただきまして、再犯防止の

広報を行ったほか、被害者支援ネットワークの緒あしすさんにも御協力いただきまして、NPO法人の活動状況を紹介する展示を行いました。それから、令和4年3月から1ヶ月ほどですが、愛知県立図書館において、再犯防止施策企画展も実施しました。

以上が2021年度を取組となりますが、今年度については、自治体等との連携については、先ほどご報告しました、矯正施設所在自治体会議中部地域部会を、今年10月25日、名古屋市において開催する予定としております。また、引き続き、自治体の再犯防止推進計画の策定に伴う協力支援を行っていきたくと考えておりまして、各市町村に出向いての研修や、犯罪統計データの提供を行っていきたくと考えております。それから、民間協力者との連携につきましては、農福連携に関する関係団体を招いての意見交換会、昨年度は管内3庁でしたが、今年は9庁で実施するというので、拡大しております。引き続き、実際の支援につなげられる協力関係が構築できるように取り組んでいきたくと考えております。それから広報面ですが、コロナ渦で2年間、矯正展が各施設で開催できていません。今年こそは、各施設で開催して、矯正の取組や、更生保護活動について、広報できる機会を設けることができたらと思っております。名古屋矯正管区からは以上です。

○ 会長

ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容について、御質問等があればお願いします。

御質問等もないようですので、次に名古屋保護観察所様から御説明をお願いします。

○ 名古屋保護観察所

参考資料3-1の2ページ目を御覧ください。取組内容が多くありますが、1つずつ概要を説明させていただきます。

I 1は国・民間団体等との連携強化についてです。各市町村に、地域再犯防止推進計画を策定していただけるよう、御説明や働きかけを行っております。昨年度につきましては、例えば名古屋市、豊田市において、地方再犯防止推進計画を策定いただいたところでもあります。

II 1は就労支援についてです。民間団体、本日も御出席されている、愛知県就労支援事業者機構等と連携して、職場定着支援を実施しつつ、息の長い支援という観点から、先ほど御説明いただきました、愛知県の職場定着支援事業につなげるための取組を行っているところでもあります。

続きましてII 2は住居の確保についてです。自立準備ホームという言葉がありますが、こちらは民間で既に宿泊施設を持っている方に登録をしていただいで、刑務所出所者の受入れを依頼する取組となります。登録事業者が2者、自立準備ホームが3つと、昨年度は増えております。

続きまして、Ⅲ 1 は高齢、障害のある方への支援についてです。特別調整対象者に関するケース会議、これは障害のある方を福祉サービスにつなげるための制度であります。本日も御出席されている、愛知県地域生活定着支援センターと一緒に、ケース会議等を実施し、支援を行っているところであります。

続きまして、昨年度から新たに始めた取組について御説明いたします。名古屋保護観察所における入口支援としましては、平成 27 年度から、検察庁と連携しながら、起訴猶予の方について、更生緊急保護の範囲の中で、支援を行ってまいりましたが、令和 3 年度から、起訴猶予に加えて、単純猶予や罰金、過料の言渡しを受けて釈放となった方へも対象を拡大し、また、愛知県地域生活定着支援センターの業務に被害者や被告人に対する支援業務が追加されたことに伴い、愛知県地域生活定着支援センターとも連携を強化して取組を進めています。連携開始当初、愛知県地域生活定着支援センターや検察庁と何度も協議を行いまして、枠組等を検討いたしました。始めは支援の流れになかなかのらないケースもありましたが、協議やケースを重ねるうちに、スムーズに連携が図られるようになりました。加えて、愛知県弁護士会とも、説明、情報交換を行い、御理解をいただきながら進めているところであり、今年度につきましては、昨年度を上回るペースで支援を実施しているところです。

続きまして、心神喪失者等医療観察法による支援についてですが、愛知県内の医療機関、福祉関係者に、引き続き、御理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

続きまして、Ⅲ 2 は薬物依存のある者への支援についてです。資料にありますとおり、保護観察所でも、薬物再乱用防止プログラムを実施しております。コロナ禍におきましては、適切な距離を保って実施しているところであります。そういったプログラム等におきまして、県の精神保健福祉センター等に御協力いただき、連携を進めさせていただいているところであります。また、薬物依存のある方の家族への支援も非常に大事であることから、薬物依存症回復ネットワーク「リボーン」と協働させていただきまして、引受人・家族会を通じて家族等への情報提供や、意見交換を行う取組を進めております。

続きまして、Ⅳ 1 は非行防止と修学支援についてです。少年の保護観察対象者のうち、最終教育歴が、中学卒業又は高校中退である者は、約半数を占めているという実情があり、令和 3 年度から、保護観察所の一部において、保護観察対象者への修学支援を複合的に行う取組が始まりました。そして、名古屋保護観察所が、その試行庁の一つとなりました。そこで、どのように取り組むか内部で検討した際、愛知県教育委員会において、「若者・外国人未来応援事業」という、高卒認定試験の合格に向けた学習支援であったり、日本語学習支援が必要な外国人に対する学習支援を行っている事業を行っており、その事業と連携しながら、その事業に保護観察の対象者を参加させるように促して、支援できないかと考えまして、教育委員会に御相談したところ、御了承いただきまし

て、事業の委託先である「若者・外国人未来塾」にも御理解いただきまして、資料にありますとおり、想定していたよりも多い6名が同塾に参加させていただきました。今年度につきましても、試行庁を続けるとともに、「若者・外国人未来応援事業」との連携を続けていきたいと考えております。

続きまして、V1は特性に応じた支援についてです。こちらにつきましても、1つ目は、性犯罪者処遇プログラムについて書かせていただいております。2つ目ですが、非行少年の親子関係改善になります。非行少年を持つ親御さんに、保護観察所に来ていただき、親業の講義を行いつつ、意見交換や、他では話しにくいことを共有し合う取組を行っているところであります。

続きまして、VI1は罪を犯した人、非行のある少年の支援には欠かすことができない、保護司の確保に関する取組についてです。直近の愛知県内の充足率（保護司の定員に対する保護司の現在員）は、92.5%でございます。全国平均よりは上回っておりますが、これから高齢化等が進みますので、保護司の確保が喫緊の課題であると考えており、資料にあるような取組を進めているところでございます。また、担当部署の方から、関係の団体様、機関の方に、保護司適任者確保のお願いをしているところでございますので、引き続き御理解と御協力をお願いできればと思います。

最後のVI2は啓発・広報についてです。社会を明るくする運動について、書かせていただいております。資料の真ん中あたりに、作文コンテストというのがあります。こちらは、小中学校の生徒さんに、地域社会の安全、安心、再犯防止、改善更生をテーマにして、作文を書いていただくという取組であり、県内でも多数の作品（13,916作品）が応募されたところであります。

本年度につきましても、同様に各施策を着実に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 会長

ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容について、御質問等があればお願いします。

御質問等もないようですので、議事（1）「愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について」は以上で終了いたします。

なお、先ほど就業促進課の方から御説明させていただいた資料2-2に、誤りがあったようですので、ご報告願います。

○ 就業促進課

資料2-2を、もう一度ご覧ください。数字に誤りがありましたので訂正させていただきます。左端の支援対象者数の合計の内数で、「うち支援期間満了時等に雇用継続していた者」が20名となっておりますが、御説明させていただきましたとおり、22名が正しいので、訂正をお願いします。もう1点は、1番下の右側、米印3の、進捗率の表中、「対象者数」の「実績」に35名のうち

14名とありますが、40名のうち14名が正しく、説明とずれておりました。大変失礼いたしました。お詫びして訂正させていただきます。

○ 会長

ありがとうございました。

議事(1)「愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について」は以上で終了いたします。今年度は愛知県再犯防止推進計画の策定から2年目となりますが、委員の皆様には、引き続き、本計画に基づき、再犯防止推進に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事(2)「その他」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(2)「その他」

○ 事務局(県民安全課)

県民安全課の青山と申します。その他といたしまして、広報資材の作成についての協力のお願いでございます。

今年度、再犯防止推進に関します県の広報といたしまして、一般の方を対象としたガイドブック及びリーフレットを作成いたします。ガイドブックにつきましては、主に支援の事例をいくつか掲載したいと考えておりますので、皆様には、事例等の情報共有はじめ、内容構成のご相談をさせていただきます。ご相談の依頼文書につきましては、後日関係する機関、団体あてにお送りいたしますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 会長

ありがとうございました。ただいま説明のありました、広報資材の作成について、御意見、御質問があればお願いします。

○ 会長

御意見等もないようですので、最後に、委員の皆様から本日の協議会及び再犯防止に関連する事項について、何かありましたら、御発言をいただきたいと思います。

○ 会長

発言も無いようですので、議事は以上で終了いたします。

皆様には、議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。それでは、進行を事務局に戻させていただきます。

○ 事務局

ありがとうございました。

これをもちまして、「2022年度第1回愛知県再犯防止連絡協議会」を終了させていただきます。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。